

第 25 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和元年 7 月 25 日 (木)
- 2 開閉時間 午前 9 時開会 午前 9 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人
1 番 小原孝志 2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 5 番 佐々木辰善
6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁 9 番 小川一也
10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 4 番 佐藤美頭雄
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 11 番 斉藤哲子、12 番 北村浩光
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 別段の面積の区域指定について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

議長

これから、第 25 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、11 番委員、12 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 3 番、4 番の 2 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は 5 頁、6 頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案 8 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 9 頁、10 頁をご覧ください。

番号が 8 番から 18 番までの 11 件の申請がありました。

続きまして、議案 12 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 13 頁から 15 頁までをご覧ください。

先ほど、報告第 2 号で意見した更新による 9 件及び新規 2 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の

記載のとおりでございます。

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は17頁、18頁をご覧ください。

番号が34番、35番の2件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりで、借主の変更によるものです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が6か月以内であるかの確認については、今回の2件について、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第6議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案20頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の所有権移転に係る許可の可否に

ついて審議を求めます。

議案は 21 頁、22 頁で、番号が 7 番、8 番の 2 件で所有権移転に伴う許可申請です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、売主、買主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 23 頁、24 頁に載せてありますのでご確認ください。

7 番、8 番については、耕作農地の贈与による所有権移転です。

牧草地として耕作する計画になっています。

7 番、8 番の農地法第 3 条の許可要件については、議案 25 頁、26 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第 7 議案第 3 号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 28 頁をご覧ください。

議案第 3 号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定について、審議願います。

対象の農地については議案 29 頁の 1 番の 1 件で 3 筆、場所は 30 頁をご覧ください。

本日配布しました黄色の付箋の部分に現地の航空写真、2 枚目に現地の写真がありますのでご覧ください。

1 番については、令和元年 7 月 12 日付けで申請があり、集積又は集約に適さない小規模な農地として、受理しています。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

別段の面積の指定については、「農地の集積又は集約に適さない小規模な農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

31 頁に判断要件調査書により、8 項目の判断要件を調査しています。

農地の集積又は集約に適さない小規模な農地であるかについては、利用調整組合に確認しています。

今回申請のある面積が3筆で1,129㎡、家庭菜園の範囲と判断しています。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっています。

1番については、現在のところ、取得を希望している人がいる状況です。以上から、事務局では認められると判断しています。

こちらの内容を踏まえて、1aの区域指定をしてよろしいかご審議していただくということでよろしくお願いします。

説明は以上です。

議長 はい、議案第3号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「別段の面積の区域指定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案32頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が33頁、34頁になります。

番号が43番から47番までの5件でございます。

位置図については、35頁から39頁までに載せてありますのでご確認ください。

また、40頁から44頁までに調査書がありますので、ご確認願います。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

43番から46番までについては、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件で、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う新規による賃貸借です。

47番については、前年から引き続き、更新による賃貸借です。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。
その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、8月26日月曜日で、昨年は18時からとじていましたが、同じ時刻からの開催でよろしいでしょうか。

委員 無しの声
事務局長 第26回定例会は、8月26日月曜日、18時00分から定例会でよろしく
お願いします。
主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。
2の農地移動適正化あっせん申出状況について石塚から説明します。
本日配布しました青の付箋をご覧ください。
今現在で21件申出があり、2件成立している状況となっております。
前回の定例会までで3件分についてあっせん委員を指名していましたが、残りの18件についてあっせん委員を決めていただきたいと思います。

議長 私が指名してもよろしいですか。

委員 無しの声。
議長 資料を配布してあっせん委員の指名。
事務局長 続いて3の全国農業新聞の購読についてですが、農業委員の皆さんに
お願いしたいことがあります。
本日配布しました、赤の付箋をご覧ください。
今年度の会議、研修会等で農業委員さんに農業新聞の購読をしてほしい
ということで、強く要望をいただいております。
今現在購読されている方もいますが、任期中は皆さんに購読をお願い
したいと思います。

議長 手続きについては、次回定例会でご案内したいと思います。
それでは、以上をもって第25回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。